



JASDAQ

平成 30 年 7 月 6 日

各 位

会社名 マルマン株式会社
代表者名 代表取締役社長 金 在昱
(コード番号：7834)
問合せ先 常務執行役員管理本部長 鈴木 正道
(TEL：03-3526-9970)

商号の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり商号の変更を行うことを決議いたしました。それに伴いまして、定款の一部変更を平成 30 年 8 月 28 日開催予定の臨時株主総会に付議することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、商号の変更については、本臨時株主総会において、定款の一部変更の議案が承認されることを前提といたしております。

記

1. 商号の変更について

(1) 変更の理由

当社は、昭和 25 年 2 月創業の株式会社マルマンを前身とし、平成 13 年 5 月、同社から営業及び商号の譲渡を受けた株式会社マルマンコーポレーションが旧マルマングループの会社数社を統合し、平成 15 年 2 月に現在のマルマン株式会社に商号変更いたしました。

現在、当社ではゴルフ事業と健康食品関連事業を行っておりますが、健康食品関連事業については、事業規模拡大に伴い事業マネジメントを明確化していくことなどを目的に、この度、分社化を行い独立経営していくことを決定いたしました。

これに伴い、当社は今後ゴルフ事業に特化していくこととなりますが、ゴルフ事業ではマーケティング力の強化を図り、当社のフラッグシップモデルである「マジェスティ」のより高いブランドイメージの構築とアジアをはじめとする世界各国へのマジェスティブランドの更なる浸透を図っていくことを目指しております。

今般、当社の商号を「マジェスティ ゴルフ株式会社」としてブランドと一体化することで、この実現に向け、真摯に努力していくことを社内外に表明するものであります。

(2) 新商号（英文表記）

マジェスティ ゴルフ株式会社（英文：MAJESTY GOLF Co., Ltd.）

(3) 変更予定日

平成 30 年 10 月 1 日

2. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

「1.商号の変更について(1)変更の理由」に記載のとおり、現行定款第1条の変更をおこなうものです。

なお、この定款変更の効力は、平成30年10月1日に生ずることといたします。

(2) 定款変更の内容

変更箇所について、現行定款と変更後の定款案を対照すると、次のとおりとなります。下線部分が変更部分です。

(下線部分が変更部分)

現行定款	変更後の定款案
第1条 当社は、 <u>マルマン株式会社</u> と称し、英文では <u>Maruman & Co., Ltd.</u> と表示する。	第1条 当社は、 <u>マジェスティ ゴルフ株式会社</u> と称し、英文では <u>MAJESTY GOLF Co., Ltd.</u> と表示する。

以上